



報 告 書

令和6年度総務消防常任委員会管外行政調査及び研修を令和6年7月9日(火)から11日(木)まで実施いたしましたので、その概要を次のとおり報告いたします。

令和6年8月14日

名取市議会 議長 長南 良彦 様

総務消防常任委員会

委員長 菊地 忍



記

- 1 期 日 令和6年7月9日(火)～11日(木)
- 2 視 察 先 (1)愛知県知多市
(2)愛知県蒲郡市
(3)愛知県半田市
- 3 参 加 者 (1)委 員 委 員 長 菊地 忍 副委員長 二階堂 充
委 員 寺嶋 雅子 委 員 大久保主計
委 員 吉田 良 委 員 郷内 良治
委 員 大泉 徳子
(2)執行部 D X 推 進 室 主 査 今野 雅人
(3)事務局 主 査 石田 ゆい
- 4 行 程 別紙のとおり
- 5 調査事項 別紙のとおり

令和6年度 総務消防常任委員会管外行政調査及び研修行程表

	行 程	宿 泊	視察自治体	調 査 事 項
7月9日 (火)	【集合 午前9時15分 仙台空港2階 ANAカウンター前】 仙台空港 10:05 ANA364便 ⇒⇒⇒ 中部国際空港 11:25 11:52 ⇒⇒⇒ 朝倉駅 12:10 (昼食) 知多市公用車 ----- 知多市役所 知多市公用車 ----- 朝倉駅 15:32 ⇒⇒⇒ 名鉄名古屋駅 15:54 ----- 知多市議会視察 ----- 13:30～15:00 ----- ホテル	三交イン名古屋新幹線口	愛知県知多市 人 口 83,345 人 (R6.5.1) 面 積 45.90 km ² 住 所 愛知県知多市緑町1番地 電 話 0562-36-2685	・地域担当職員制度について ・地域コミュニティについて
7月10日 (水)	東海道本線(東海)新快速(豊橋行) 蒲郡市公用車 ----- 蒲郡市役所 蒲郡市議会視察 ----- 名古屋駅 8:45 ⇒⇒⇒ 蒲郡駅 9:31 10:00～11:30 ----- ホテル 蒲郡市公用車 ----- 蒲郡駅 (昼食) 13:15 ⇒⇒⇒ 名古屋駅 13:58 -----	〒453-0015 名古屋市中村区椿町7-23 (電話：052-453-3511)	愛知県蒲郡市 人 口 74,846 人 (R6.5.1) 面 積 56.96 km ² 住 所 愛知県蒲郡市旭町17番1号 電 話 0533-66-1169	・選挙手帳、投票済証について ・期日前投票における各種取組について
7月11日 (木)	名鉄犬山線、常滑線、河和線急行(河和行) ジャンボタクシー(7分) ----- 半田市役所 半田市議会視察 ----- 名鉄名古屋駅 8:57 ⇒⇒⇒ 知多半田駅 9:32 10:00～11:30 ----- ジャンボタクシー(約30分) ----- 中部国際空港 ANA123便 ⇒⇒⇒ 仙台空港 15:50 ----- ----- (昼食) 14:45 -----		愛知県半田市 人 口 116,727 人 (R6.5.1) 面 積 47.42 km ² 住 所 愛知県半田市東洋町二丁目1番地 電 話 0569-84-0694	マイレポはんだの概要と災害時の活用について

令和6年度総務消防常任委員会管外行政調査及び研修の総括

総務消防常任委員会

委員長 菊地 忍

1. 視察日時及び視察項目

①令和6年7月 9日（火）13:30～15:00

愛知県知多市 地域担当職員制度について、地域コミュニティについて

②令和6年7月10日（水）10:00～11:30

愛知県蒲郡市 選挙手帳・投票済証について、期日前投票における各種取組について

③令和6年7月11日（木）10:00～11:30

愛知県半田市 マイレポはんだの概要と災害時の活用について

1. 総括

① 管外視察研修の1日目は愛知県知多市を訪問し、地域担当職員制度について、地域コミュニティについて学んだ。はじめに知多市議会事務局の鈴木陽子議事課長から知多市の概要について説明を受け、その後企画部市民協働課の平岩佳代課長、岩本茜氏より視察項目について説明を受けた。

地域担当職員制度は、10小学校区を単位に設立されたコミュニティに各2名の職員を配置するもので、任期は2年で中堅及び若手職員のペアで担当している。その役割はコミュニティと行政の相互の橋渡し役を行う、地域のまちづくりについて共に考え、支援するというもの。その主な業務は、参加要請のあった会議に出席、地域に必要な情報の収集・提供、関係部署との調整である。その任命方法は、職員の中から地域担当職員になりたい希望者を公募し、手を挙げた20人を任命している。現在の地域担当職員は男性15人、女性5人で、その所属は教育、福祉、土木など様々な分野にわたっているとのことである。

コミュニティの抱える問題は、役員の負担過多、担い手不足、活動の継続などであり、本市も同様である。知多市ではその解決手段の一つとして令和3年6月より地域担当職員制度を導入している。

地域コミュニティについては、これまでコミュニティ組織に対して、一般事業補助金と特定事業補助金を交付してきたが、その使い道、金額が市によって決められていた。これは本市でも同様である。しかし、「今年はこうした事業に力を入れたい」「新たに地域課題を解決するための新規事業に取り組みたい」といったニーズに応えることができない。そこで平成20年度からこれまでのコミュニティ事業補助金からコミュニティ事業交付金へと見直しを行い、コミュニティ組織がどの事業にいくら使うのか、使い道やお金の配分を自由に決められるようにしたとのことである。

本市では、公民館に市の職員が配置されていることから地域における各種事業の窓口業務を行っている。今後公民館をコミュニティセンターに転換する場合においては地域担当職員制度を導入する必要があるのではないか。

コミュニティ事業交付金については、お金の使い道について地域の実情にあわせ自由に使える

ようになることはメリットであるが、その分地域での話合いや合意形成が重要となると感じた。

- ② 管外視察研修 2 日目は愛知県蒲郡市を訪問し、選挙手帳・投票済証について、期日前投票における各種取組について学んだ。蒲郡市では選挙管理委員会と兼務である総務部行政課の平野貴弘氏、牧野昂成氏より説明を受けた。

選挙手帳は、令和 5 年 2 月 5 日投開票の愛知県知事選挙における若年層への啓発のために作成したとのこと。同じく投票済証についてもリニューアルし、市民からなじみのある竹島の絵を添えたデザインとし、選挙ごとにデザインを変更している。選挙手帳は 1,000 部作成し学校を通し高校 3 年生に配布するとともに広報でも受付した。選挙手帳は 8 枚投票済証を貼れるようになっているが、集めたら何かメリットがあるのか確認したが特にないとのこと。本市で導入する場合考えるべきではないかと感じた。

期日前投票所については、令和 3 年より市役所のほか 2 か所の公民館で実施している。コロナ対策で市役所の密を避けるためという理由もあるが利便性向上にもつながっている。本市より面積の少ない蒲郡市において 3 か所の期日前投票所を設置している点は見習うべきところである。

- ③ 管外視察研修 3 日目は愛知県半田市を訪問し、マイレポはんだの概要と災害時の活用について学んだ。はじめに半田市の概要について動画で拝聴した後企画部市民協働課の渡辺富之課長、榊原沙恵氏より説明を受けた。

マイレポはんだとは、FixMyStreetJapan のアプリを使い。道路の陥没や施設の不具合があった場合、市民がスマートフォンで撮影した写真とともにコメントを入力し投稿するシステムである。従来はどこに連絡すればよいかわからない、電話では場所と状況が伝えにくいといったことがあったが、24 時間いつでも投稿できることや、市役所の担当者も場所や状況がすぐに確認できるなど、市民と行政の双方にメリットがある。平成 26 年 10 月より運用を開始したが、これまで 3,263 件の投稿があり、平均 1 日当たり 1.77 件とのこと。また投稿時間については、開庁時間内が 44%に対し、開庁時間外が 56%と高いことから時間を気にせず投稿できていることが伺える。

本市では道路の損傷や公園遊具等の不具合は LINE を使って投稿できるが、蒲郡市のように災害時の情報収集や公共施設の不具合などより幅広い内容の投稿ができるようにすることは必要な取り組みであると感じた。

今回の視察研修について、何かとご多様な中対応していただいた各自治体の担当者の皆さまに御礼を申し上げます。

管外行政視察調査報告書 総務消防常任委員会

報告者 寺嶋雅子、大泉徳子

調査項目：地域担当職員制度について 地域コミュニティについて

日 時：令和6年(2024) 7月9日(火) 13:30~15:00

場 所：知多市議会第2委員会室 愛知県知多市緑町1番地 知多市役所庁舎内



▲知多市役所庁舎

議会事務局 島津氏の進行により開会、市議会議長 伊藤 清一郎 氏より歓迎のご挨拶をいただき、本委員会 菊地 忍 委員長から受け入れの感謝と挨拶を申し上げてから、議会事務局議事課長 鈴木 陽子氏より市の概要について、企画部市民協働課課長 平岩 佳代 氏、市民協働課 岩本 茜 氏からテーマである「地域担当職員制度」及び「地域コミュニティ」についての説明を受け質疑応答していただいた。

(1) 知多市の現状

- ・市制 ・ ・ ・ 昭和45年9月1日に市制施行、令和7年度には市制施行55周年を迎える。
- ・人口 ・ ・ ・ 市政施行以来内陸部の宅地開発が進み、市政施行時に39,834人であった人口は、名古屋圏のベッドタウンとして増え続け、平成8年11月には8万人に達している。その後近年は減少に転じ、令和6年4月1日現在で83,267人。
- ・地形 ・ ・ ・ 市制施行当時の面積は37.98 km² → 海岸の埋め立てが進み現在の面積は45.90 km²。地形は全体的に平坦で、四季を通じて比較的温暖な気候。
- ・産業 ・ ・ ・ 産業面では、古くは農業、漁業、繊維、織物が主な産業だったが、昭和30年代後半の愛知用水の通水を契機として、名古屋南部臨海工業地帯の拡張のために海岸が埋め立てられ、大企業が進出した結果、産業構造は一変し、県内でも有数の工業出荷額を誇る都市に変貌した。
市役所の西側の臨海部には中部電力（現在は JERA と社名変更）があり、第一・第二火力発電所、そして東邦ガス、出光興産、知多エル・エヌ・ジーなど、主にエネルギー産業が進出しており、中京圏のエネルギー基地として重要な役割を担っている。
- ・総合計画 ・ ・ ・ 令和2年3月に第6次知多市総合計画を策定し、『あたらしく、知多らしく。梅香る

わたしたちの緑園都市』を将来像として掲げている。

- ・財政状況・・・令和4年度の財政力指数は0.94。

以前は比較的裕福で普通交付税の不交付団体だったが、平成22年度から市税等の落ち込みにより交付団体となり、現在も継続している。

- ・市議会・・・定数は18名。

令和5年4月23日に市議会議員一般選挙が執行され、6名の新議員が当選。

- ・庁舎移転・・・市の玄関口である名鉄朝倉駅の周辺に、新庁舎や子育て支援施設などを新設する一大プロジェクトが進行中。コロナ禍で一旦事業者公募が延期となったが、令和9年の新庁舎開庁を目指し、再スタートを切っている。

(2) 地域担当職員制度、地域コミュニティについて

1 地域担当職員制度導入の背景

【市民協働課の業務】

地域活性化地域交通チーム6名と協働まちづくりチーム3名、まちづくりセンター3名、課長を含めた計13名で業務を行っている。

- ・地域活性化・地域交通チーム：地域活動支援、地域公共交通
- ・協働・まちづくりチーム：市民活動支援、市民協働推進、多文化共生社会の推進
国際交流事業の支援、市民活動センターの運営管理
- ・まちづくりセンター：まちづくりセンター（市内3か所）の施設維持管理

地域担当職員制度は、地域活動支援の1つとして、地域活性化地域交通チームの地域活性化担当が業務を担当し、10の小学校区を単位に地域コミュニティづくりを推進、支援する。

コミュニティは設立時期が異なり、昭和57年から63年までの7年間にそれぞれ発足している。

【コミュニティ活動の課題】

コミュニティが設立された当初は人口が増加していたため、古くからの住民と新しい住民との地域の親睦を主な目的とした地域づくりを推進してきた。

しかし近年、地域にまつわる問題の多様化、住民と地域社会とのつながりの希薄化により、地域社会の主体であるコミュニティにはその状況に対応した形に変わっていく必要が出てきた。

このため地域の親睦だけではなく、自分たちの住む地域を自らの手で住みよくしていこうとする地域課題解決型コミュニティの形成に向けた支援へ徐々に移行している。

地域課題解決型コミュニティの形成を進めるため、コミュニティ活動を継続する上で次の3点が大きな問題となっている。

①少子高齢化

知多市は65歳以上の割合が28%（令和2年国勢調査）となり超高齢社会である。

②定年の延長

これまでは60歳で定年しその後コミュニティ活動に取り組むというケースが一般的
→定年の延長により年齢が上がってからコミュニティ活動に取り組むこととなり、負担感が大きくなっている。

③自治会、町内会の加入率低下

令和5年度の加入率が66.3%、平成28年度の72.71%から比べ減少している。
こうした社会環境の変化により、今後ますます活動の担い手が減少していくことが予想される。

コミュニティへのヒアリングでは、多くのコミュニティから、役員の負担や担い手不足、活動の継続の3点が問題として挙げられている。

①役員の負担

現役で働いている役員が多く、仕事と活動との両立に大きな負担がかかっている。

②担い手不足

前述の自治会、町内会の加入率低下のとおり、地域に関心を持てない人が増えていると考えられる。

③活動の継続

役員の任期を1年と設定しているコミュニティが多いため、課題が見つかる頃には任期が終わってしまうという状況になり、活動の見直しに取り組むことが難しい。

新型コロナウイルス感染症の影響で、盆踊りや運動会といったコミュニティ活動の多くが中止に追い込まれ、活動を実施しないまま次年度の役員に引き継いでいくということに不安を感じているという声が多くあった。

上記の理由により、コミュニティ活動を支援することを目的に、令和3年6月より地域担当職員制度を導入した。

地域担当職員は、地域の現状、課題を把握し、地域が必要としている情報の収集や提供などを行うことで、役員の負担軽減やコミュニティ活動の継続のサポートを行っている。

2 地域担当職員制度と地域コミュニティの概要

【任命までの経緯】

令和3年（制度導入時）

3月上旬	コミュニティ連絡協議会開催 (市内全てのコミュニティ会長及び役員で組織) ・制度の概要を説明
3月末	派遣希望について各コミュニティから回答
4月	地域担当職員を公募 各コミュニティに派遣する職員を決定

5月下旬	任命式 コミュニティの概要等について研修
6月1日	活動開始
6月上旬	コミュニティ連絡協議会開催 ・新年度のコミュニティ会長と地域担当職員との顔合わせ ・改めて制度の概要について説明

【職員の任命について】

対象者は、統括主任である4級以下の職員のうち3年目以上の職員で、派遣コミュニティは市内すべての10コミュニティである。

派遣する人数は、各コミュニティ2人、中堅職員と若手職員のペアで派遣をしており、任期は2年としている。現在の地域担当職員の任期は、令和5年6月1日から令和7年5月31日まで。

地域担当職員の任命にあたっては、職員の中から地域担当職員への希望者を公募し、自ら手を挙げた20人を任命した。地域担当職員の所属は、教育、福祉、土木など様々な分野にわたっている。

【地域担当職員の役割について】

地域担当職員は、市民協働を推進するため、コミュニティと行政の相互の橋渡しを行うこと、地域のまちづくりについて共に考え、支援することを役割としている。

地域担当職員が地域との橋渡しと各コミュニティの専属の相談員として活動することで、地域と市の連携強化につながることを期待している。

各コミュニティを担当する2人の職員が、原則として月3回程度、事前に要請があった会議などに出席する。地域担当職員は会議に参加することで地域の実情を把握し、地域の抱える困りごとや現状の改善について相談に乗る。アドバイスや担当課との橋渡しをすることで、地域と市との距離感を縮め、連携を強化する役割を果たしている。

会議に参加した地域担当職員は、コミュニティからの相談や要望を持ち帰り、市の各担当課に連絡、これを受け各担当課が専門的な立場からコミュニティへ回答を行う。また、コミュニティと良好な関係を築くため、ボランティアとして地域のイベントや行事にも可能な範囲で参加するよう呼びかけを行っている。

【地域担当職員の具体的な業務について】

① 参加要請のあった会議への出席

職員の派遣は原則として月に3回までを上限としている。

② 地域に必要な情報の収集、提供

他のコミュニティの事例や必要に応じて市民活動団体の紹介などを行う。

③ 関係部署との調整

コミュニティからの質問に対して担当課に繋ぐ。

コミュニティへの回答は原則、担当課から行う体制になっている。コミュニティの自主性、自立性を尊重する趣旨から、会議録作成などの実動作業は業務の対象外としている。

【業務の流れ】

コミュニティが会議への参加要請を提出

→市民協働課から会議の出席について要請があったことを地域担当職員へ通知

→地域担当職員が会議に出席

→地域担当職員が業務報告書を作成

必要に応じて担当課などへ相談や、要望の内容を説明

担当課に以後の対応を依頼

【地域担当職員の活動をブラッシュアップするための仕組み】

任命式と同日に事前研修を実施、コミュニティの基礎知識などを習得する。

個々の地域担当職員の活動内容は、地域担当職員連携会議の場において内容を共有。

優良事例を各コミュニティに横展開することで、活動の好循環を生み出す効果を期待している。

【市民協働課の役割】

コミュニティ行事の実施状況の取りまとめや提供を行うとともに、業務報告書を取りまとめ、連携会議で配付するなど、地域担当職員の活動をサポートしている。

連携会議では、コミュニティの活動内容などの情報交換、引き継ぎ資料の作成などの情報交換を行い活動内容を共有することで、地域担当職員としての活動のみならず、本来の業務におけるスキルアップを図ること、優良事例を共有することでそれらを各コミュニティへ横展開すること、地域担当職員同士で対話を行うことで職員の不安を軽減することを狙いとしている。

(3) 効果と今後の課題について

① 活動の継続をサポート

コミュニティでは役員の任期が短いこと、コロナ禍で様々な行事が実施できなかったことにより、次の役員への引継ぎの時に不安を抱えている。

4月から5月にかけて役員が入れ替わるため、その際には2年任期の地域担当職員がサポートする。現状の改善を図り、好循環につなげていく考え。

② 役員の負担軽減

地域担当職員の報告書などを通して、活動内容の見直しを検討しているコミュニティがあることがわかってきた。今後、コミュニティが具体的に見直しを実施する際には、市民協働課でサポートを行っていく考え。

また、連携会議を通して他のコミュニティの優良事例を横展開するとともに、課題解決に有効な市民活動団体の情報を提供していく。

【参考資料の説明】

- ・コミュニティ地域担当職員の制度紹介を行った際に配布したチラシ
- ・地域担当職員手引書

地域担当職員の事前研修で 担当職員に配布しているもの

- ・令和6年度コミュニティハンドブック

コミュニティの役員に配布している 知多市のコミュニティの概要を記載したハンドブック

- ・コミュニティ事業交付金運用ガイドライン

市から各コミュニティに対して財政的支援をしている交付金の概要をまとめたもの

- ・令和5年1月に市で作成した地域カルテ

地域カルテから地域の現状と将来予想される課題を把握し、課題解決のために何ができるのか、地域活動を考えるための資料として活用できるよう作成

各10コミュニティ全てのコミュニティでカルテを作成

(4) 質疑応答

Q 地域担当職員制度について、公募で20人の方が手を挙げてくださるということがなかなか難しいのではないかと感じたが、担当職員の負担について意見は出ているか。

A 担当職員は基本的に公募で募集をした。応募する際に、そのコミュニティへの支援という視点だけでなく、職員にとって実際にコミュニティの会議に足を運ぶ機会は非常に少ないものであり、担当職員にとっても政策立案や自身のキャリアアップのために貴重な経験ができるというところで、広く整備をしている。

ただ、地域の役員会は平日の日中ではなく夜間や土日に開催される。その点は担当職員にとって負担になると思うが、全ての会議に必ず出席をということではなく、市民協働課の方で担当職員の都合を確認し、どうしても都合がつかない場合には代理で市民協働課が出席をすることもある。

派遣をする地域に関しても、応募してきた職員が希望する地域を聞き取りし柔軟に対応している。

公募の期間中に、何日までに希望する職員に手挙げてくださいというだけでは、やはり正直なところ自発的には手は挙がってこない。この制度の良さとして、職員が地域の中に出ることによって場慣れしていく点、コミュニティの役員の方々の方が顔がわかり顔出しになるという点が1番大きい。今後の業務を行う上で、地域の役員と後々顔を合わせる機会が出てくる。そういったところで人の繋がりを作っておくのも、職員にとってもいい研修の機会になっている。このような良さについて説明を伝えながら声かけをすると、「じゃあやってみようかな。」と手を挙げてくれる。

Q 補助金であった当時の使い道と交付金との違いというのはどういう部分か。

A 補助金だった時には、コミュニティに対して敬老事業で使ってくださいと指定してお金を渡していたが、交付金に切り替わったことにより、実際には今まで通りの事業に対してコミュニティが予算をつけているというところが従来の流れとしてはある。交付金の性質としては、特に市からこの事業に対してのお金という風に渡しているわけではなく、コミュニティで自由に使い道を決めて、きちんと住民の合意形成を図って使ってくださいという形で渡している。中には、昔から実施をしていた経営事業を廃止して、その分の予算を別の事業に回そうという形で、地域の中で決をとって運用をしているようなコミュニティも実際にはある。基本的に市からの交付になりますので、項目によって交付金を当ててはいけないというルールはあるが、基本的に事業の構成や予算配分に関しては、交付

金制度に移行したことによって地域が自分たちで考えられる形で運用されている。

Q 対象となる項目には限度があり、飲食に使うことができないというのは当然だと思うが、逆にその中でこういう事業は絶対やってくださいということもあるのか、それとも、本当に対象となる範囲であればどれをやってもどれをやらなくてもいいという、裁量が認められているか。

また、補助金ではなく交付金という形にしたことで、地域の中で意思決定していくことが可能になってくると思うが、逆にそれがコミュニティ活動の中での負担が全体的に見ると大きくなったのか、それとも小さくなったのか、どちらで捉えていいのか。

A 交付金を実際に事業に当てていただくときには、最低限としてこの活動を実施してくださいとか、いくつ以上行ってくださいというような形で交付はしていない。完全に裁量は地域に委ねられているという形になっている。

コミュニティ総会で承認がされれば、コミュニティが考えた予算配分で使っていただくという形になる。飲食代には当てられないというルールはもちろんあるが、そういう部分を守っていただければ、特に事業の指定はしていない。コミュニティの負担としては、従来やってきた事業を見直したり、廃止したり、新規で立ち上げるという点では、コミュニティにとって非常に労力のかかることと思う。

事業内容、公金の性質としてはどのように使ってもいいが、前例踏襲という形で実際には運用しているコミュニティも多いかと思う。敬老事業を廃止したコミュニティは、実施するための対象者の把握といったところが非常に役員の負担になるということで敬老事業を廃止して、自分たちが寄付金を集めて実施していた事業にそのまま公金の配分を当てようと変えられた。そこのコミュニティは、役員の負担になっていた部分を予算の組み替えで負担軽減を図ったというところがある。新しく事業を考える点においては労力がかかるので、負担感は増すと思うが、前述の検討した結果としては、役員の負担軽減にもつながったということもある。

Q 各地域の小学校単位にコミュニティがあるということだが、名取市だとその核になっているのが各公民館である。先ほどの話では旧公民館が市民活動センターになったと理解したが、公民館や市民活動センターとの住み分けなど、どのようなバランスでやっているか。

A 今現状、市民活動センターが1施設ある。市民活動センターは市民活動推進のための拠点の施設である。旧公民館としては4つあり、中央公民館はそのまま社会教育施設として、他の公民館は平成29年度からまちづくりセンターに変わった。社会教育施設という枠を外れて、営利事業でも使え販売料金をいただく形のまちづくりセンターになった。

そのうちの1つは、地元のコミュニティが指定管理をしているというコミュニティセンターになっている。旧公民館でまちづくりセンターとして機能しているのは3つある。ほぼ貸館としている。

Q 名取市では公民館があって、公民館に担当職員が常駐でいて地域の町内会とかいろんな団体の拠り所になっているが、知多市では、そこを地域のコミュニティに交付金とかを活用してお願いするという形、プラス担当職員を派遣してっていう形にシフトしてきているということか。

A コミュニティが設立された30年前は、公民館にいた職員が、かなりの地域の事務をやっていたと聞

いている。自立したコミュニティに転換をしたいという政策があり、公民館の職員は事務から手を引くことになった。かなりの抵抗があったと聞いている。そこで一旦、コミュニティは自分たちの自立した組織として規約を持っていただき、役員や書記を置いて、会議や総会の資料も自分たちで作る組織になった。

平成 20 年頃、補助金から一括で交付金化とし、より自分たちの事業を自分たちで選択ができるようになった。ただ補助金から交付金化されても、当時の議論の中には、補助金をやめると、補助金だからこそこれだけは一定規模の事業をやってくださいというような紐付きであったところが自由になってしまい、補助金の事業をやめるのではないかという心配も当時はあったようだ。

敬老事業にしても、運動会にしても、皆さんの負担が大きいため、辞めてしまうのではという議論も、心配もあったようだが、実際、交付金化されても、大筋の事業である盆踊り、運動会、敬老事業は、どのコミュニティでもずっとやってきている。

コロナがあって、実際にいろんな事業ができなくなり、さらに高齢化や役員の担い手不足で、事業見直しをしなければいけないという機運が高まり、この度、敬老事業をやめようというに決断されたコミュニティが、ようやく 1 コミュニティが出てきたというところである。

- Q 役員のなり手について、役員が 1 年ごとに変わっているということは素晴らしいが、どのように意識を持っているのか。どうしても同じ人がずっと長い間担ってしまうということにならないのか。特に、交付金を地域のために使うと言っても、その辺の覚悟がないと役員を簡単に引き受けられない、かえってハードルが高くなってしまったのではとを感じるが、交付金としたことで荷が重くなってしまったという声はないか。

- A 役員の任期が基本 1 年で変わっているコミュニティが多い。10 コミュニティが各々規約を決めていて任期も異なる。

コミュニティの役員をどうやって選出するかは各自定めており、約 70 の行政区に各 1 人いる駐在員から選んでいるところもある。前年度の副会長が繰り上がってやるところもある。各コミュニティで自分たちが役員の選出について決めている。

- Q コミュニティと連合町内会の違いは。

- A 違いは説明しにくい部分がある。小学校区の中ではやはり町内会があり、皆さんどこかには属している。町内会と行政区は、ほぼイコールであり、行政区には市の委嘱した駐在員が 1 人いる。

町内会長職と駐在員職をほとんどの人が兼ねているが、中には兼ねてないところもある。最終的にはコミュニティはその町内会を包摂しているため、町内会役員がほぼコミュニティの役員になるという決めごとを取っているところが多い。前年度の駐在会長さんがコミュニティの役になるなど、独自のルールを作っているところもある。町内会からコミュニティは成り立っていると捉えてもいいかと思う。しかし行政としては、町内会とは直接やり取りはしていない。

コミュニティ事業のチラシを作っても、回覧をするのは町内会の回覧板を使うことになるため、やはり情報が行きつく先は、町内会の介入する世帯がほとんどになってくる。

役員の任期は 1 年任期のところが多い。中には 3 年任期のコミュニティが 1 つ、2 年任期のコミュニティが 2 つある。他のコミュニティでも 3 年任期だったものを 2 年任期に変えたところもある。

る。2年任期にした方がやり手もいるという話がある。コミュニティ事業の見直しは、リーダーに誰になるかによって、大きいところがある。コミュニティ会長さんになった方のリーダー性等々によって、自分の任期中に組織の見直しをするところもある。コミュニティに関連する団体を読んで、円卓会議のようなことをされているコミュニティもある。

ただ、2年でまた任期が変わるため、その次の方に引き継がれた時に同じ熱量を持ってやっていけるのかという課題がある。

Q 地域担当職員制度の導入がコミュニティの自主性に結びついているということか、状況はどのように把握されているのか。それとも、あまり結果にとらわれずに伴奏型で行くシステムなのか。

A 今のところは伴奏型というところです。コミュニティにとっては、行政との橋渡し役でありアドバイザーという形では、やはり行政の職員と、地域の皆さんと同じ情報量ではないため、行政の持つ情報を、現場に行って何かあれば相談に答えることができるという形で、月3回程度の会議への出席は職員にも負担がないようにという点もあり、そうした意味では伴奏型というところでやっている。ただ、コミュニティの中でも事業の見直しというのは課題なので、事業の見直しに対してどのように関わっていったらいいのかというのは、地域担当職員自身も自分に何ができるのだろうという、実際不安を抱えていたり、疑問を持っていたりするところがある。

そうした地域担当職員の悩みについては、年に2回程度、情報連携会議というのを設けている。事業の見直しをする時には、その地域が何をやっているのかというのを知るのが1番であるため、「他のコミュニティでは、こういう組織の見直しをやって、関係者を集めて会議を開いているよ。」というようなことを、情報を共有している。何かあった時に地域担当職員が、「他のコミュニティでこういうことをやっていると聞きましたよ。」「お助け会を立ち上げたコミュニティがありますよ。」などの情報の伝達をしてもらうということが、違う気づきを促すということである。そういった支援、自立というところを1番に置いているため、コミュニティ自身が道を選択していくことで、その自立を大事にしたいと考えている。

Q 担当職員の任期が6月からと、年度初めからずれているというのは、引き継ぎ期間などを考慮した工夫なのか。

A 引き継ぎのタイミングを意識している。また基本的に4月から5月にかけてコミュニティの役員が入れ替わりの時期を迎えるところで、役員の入れ替わりと被らないようにスタートで工夫している。

Q コミュニティの課題として、理事会、町内会の加入率低下のグラフが示されているが、様々な町内会の事業を行う時に、この加入されない方々の対応としてどのような形をとっているのか。そして、その課題に対し、どのように各コミュニティの組織が行っているのか。

A 加入していただかない方に関しては、自治会、町内会がなぜ存在していて、どういった活動をやっているかというところの理解をしていただいて、どうしても任意の団体になり加入に関して義務付けられているものではないため、その点も説明し分かるように周知をして加入していただくしかないと思う。今、新規で加入者が減っているところもあるが、高齢化に伴って役がやれないという理由で途中退会を希望される方が増えていると各町内会やコミュニティの役員から耳にすることがある。町内

会としても、役はやらなくてもいいから町内会には入っていてほしいと、規約に免除規定を定めている。例えば、高齢者の単身世帯や80歳以上の方しかいない世帯については、役員を免除するので、町内会には入っていてほしいと町内会長が説得をし、そのまま加入をお願いしていたりするところもある。

また各町内会やコミュニティで、「自治会ではこんなことをしています。」というチラシを作成し加入を呼びかけるところもある。市としては、転入者が手続きに見えた時に関係手続き等のお知らせを封筒でお渡しをする際に、自治会、町内会への加入促進チラシというものを配布している。活動の紹介と加入申し込みが、チラシでできるようになっている。中には加入の仕方がわからないという理由で、加入していないという方もいるため、そのチラシに名前や連絡先を書いて市民協働課に提出をすると、市民協働課からその方のお住まいの該当地区の駐在員に連絡を取り、加入申し込みがあったということで加入の手伝いをしている。

加入チラシでの申し込み以外にも、ホームページからのフォーム形式での加入申し込みができるようになっており、年に何件かは加入の手伝いになっている。そのような形で地道に呼びかけをしていくしか方法としては難しいと考える。町内会に入ってもらえない方に対してのペナルティ的なものはなかなか難しい。以前、町内会に入ってくなくて、ゴミ集積所にゴミを持っていったら出すなど言われたということがあったが、結局は使わせないということは認められないと判例が出ている。

最近、コミュニティ連絡協議会の中で、非常に町内会加入率が低下したコミュニティが、加入促進チラシを全戸配布したいという提案をされ、チラシを作るのはいいとして、市の予算を使って全戸配布することに対し協議中である。

市が町内会加入の申し込みを受け付けるというのは1年前から始めたところで、これが意外と窓口でもらったチラシを見て、若い方が市の方に連絡をくださる。それを地域にフィードバックして、地域の方が介入していただくのですが、年間20件程度行っている。それを見ると、意外と入らなければいけないと思っている人がいるというのは実感している。声がけをしに行くかどうか、実は町内会の班長も迷っているという声も聞く。新しい家ができたが、アパートだと特に声をかけていいものか迷うと。先日も駐在員の会議のなかで質問があり、本人たちは声がかからないから気づかずにそのまま加入しに行ったという方もいるので、断られるかもしれないが声かけした方がいいと思うと話題になった。

Q 自治会、町内会の事業によって色々な負担ができる。我々のところは、町内会費で各戸から会費をもらい町内会理事会の運営をするが、いわゆるこの交付金の範囲内で使ってその事業活動をやっているということで理解してよろしいか。

A コミュニティの予算を見る限り、市から交付している交付金を財源にしているということは間違いない。しかし他にも地区協力金として、各町内会からコミュニティに上がってきているお金や、企業にある寄付金で、全ての事業が交付金だけで賄われているわけではなく、交付金プラス地区の町内会等からの協力金などを合わせて事業をされている。

Q 具体的な確認だが、避難行動要支援者の名簿等についての管理はやはり町内会でされているか。

A 避難行動要支援者の担当が長寿課となっており、説明を聞く限りでは町内会単位をお願いをして

いると思う。町内会との契約をして、名簿の管理は町内会でしている。特殊なコミュニティについてはコミュニティ単位で契約をするなど、地区の相談によってその規模を変えているようである。

Q 組織図の中で防災検討部会に消防団第1分団と入っているが、今、消防団のなり手がいないということで全国的にある。そういうようななり手を探してくれるということは、この部会の中で声かけしていくということはあるか。

A 消防団についての話題はあまり議題としては上がってこない。やはりそのなり手がいないのは同じなので、定員を満たしているかどうかはわからないが、加入年齢を引き下げて対象を拡大するような方向で動いていたと聞いている。

Q 町内会の加入率の話の中で、名取市の執行部、行政に町内会の加入率を聞いても把握していないと答えられるが、知多市では加入率の報告を受けているのか。

A 市では行政区に駐在員を配置しているので、駐在員に毎年4月1日時点の町内会、自治会への加入世帯数の報告をお願いしており、住民基本台帳に登録のある世帯を母数として、加入率を各行政区で計算している。

Q 駐在員の報酬はどういう計算になるか。

A 基本8万円で、プラス単価×世帯数としている。駐在員は市民協働課が委嘱していて、地区から推薦されるため、ほぼ町内会長になっている。

Q 担当職員は令和3年の開始から今回で2期目となる。令和3年に地域担当職員だった人が、今回令和5年からも担当するケースはあるか。

A 2期目も連続で担当する職員はいる。各地区2名ずつ配置している中で6名が再任という形になっており、2期連続で勤めている。本人から希望は聞いており、再任の6名に関しては同じコミュニティで継続している。

Q 各コミュニティには、地域活動センターのような拠り所が10か所全てにあるのか。

A コミュニティ制度を作った際に、コミュニティに会議の場所が必要だという考えから、コミュニティルームを設けている。1か所は小学校の中の業務員住宅が空き家になっており、そこをコミュニティルームと位置づけている。公の施設として、記念館のようなちょっとした地域の公民館的な施設があるところは、その中にコミュニティルームとして位置づけた部屋がある。また2つのコミュニティでは施設の指定管理を受けており、その中にコミュニティ活動室を設けている。全ての地区の中に1つは、コミュニティの会議室になるところがある。

既存の建物を使っているという点では、普段からスポーツの会議等で利用する小学校の中にあるクラブハウスも使われており、コミュニティルームがあってもそちらは利用していないというコミュニティも実際はある。

Q 名取市は公民館が、地域のコミュニティの拠り所となっている。公民館は役所の支所であったが、合併と関係もあるかと思う。知多市の場合は見直したということか。

A 以前に公民館と併設で、3つサービスセンターという支所があった。

平成29年度にサービスセンターがなくなって支所ではなくなり、まちづくりセンターに変わった。だんだん変遷し、今ではもうまちづくりセンターはほぼ貸館の形で利用されている。

支所をなくした頃には、コミュニティとその支所にいた職員、公民館職員の業務は分かれており、本当にサービスセンター的なところがなくなってしまう、住民票を出すような部分がなくなってしまうということに対しては、遠くなるという意見もあったと思われる。

Q 年に1回、コミュニティでは総会が開催されると思うが、資料の地区の概要に載っている世帯数が全て対象になるということか。

A コミュニティによっては、コロナ禍のタイミングで、来賓を決めて、案内を出したところだけでやっているということもある。情報としては、総会の資料を回覧で配布するなど公開をされていると思う。規約の中に総会の成立要件というのが書いており、総会は部会の役員までとするよう決めごとがあるものもある。世帯数でいけば多いが、実際に総会に来るのは、部会長以上という形で、多いところで80人ぐらいと思われる。

最後に本委員会 二階堂 充 副委員長より御礼のあいさつを行い、議場を案内いただいた。

(6) 考察

地域と行政との橋渡しとして活動する地域担当職員制度は、より地域に密着した行政運営を行う上で大変参考になるものであった。コミュニティ活動交付金についても、コミュニティが自立して地域に応じた予算の使い方ができるというお話を伺い参考にしたいと感じた。知多市では長い時間をかけて地域コミュニティが構築されているが、本市にはすでに公民館を軸とした地域のつながりがあるため同じようにすることができない部分もある。しかし、コミュニティや駐在員の制度があることで知多市では町内会、自治会の状況をよく把握しているという点でも、本市において参考となるものと考えている。



▲説明の様子（委員）



▲説明の様子（執行部）



▲議場見学の様子



▲知多市役所前にて

選挙手帳・投票済証について 期日前投票における各種取組について

総務消防常任委員会行政視察報告書

報告担当：郷内良治

吉田 良

【日時】令和6年7月10日（水）10：00～11：30

【場所】愛知県蒲郡市役所

【自治体の概要】

総面積：56.96 平方キロ 人口：77,904 人(令和6年4月1日現在)

蒲郡市は本種のほぼ中央部、愛知県の東南部に位置している。南は三河湾に面し、それ以外は赤石山脈の山麓に囲まれた馬蹄形の盆地で、市の境界をなす山々は、約400メートルの高さが連なる。また、中心部に三河湾国定公園の代表的な名所である竹島がある。

昭和29年4月1日、愛知県で15番目の市として市制施行された。市の名称は蒲形村と西之郡村（現在の市中心部）から一文字ずつ取った合成地名である。

西浦温泉・三谷温泉・形原温泉・蒲郡温泉の4つの温泉街があるほか、近年はマリリゾート「ラグーナ蒲郡」の開業による観光や、ヨットなどマリンスポーツの振興に、特に力を入れている。

【説明者】

蒲郡市議会 副議長 鈴木 将浩 氏

総務部行政課 係長 平野 貴弘 氏

総務部行政課 牧野 昂成 氏

【調査内容】

1 選挙手帳・投票済証について

○導入に至る経緯について

- ・選挙管理委員会として、投票率の低い10代から20代の若者や市民に対し、選挙を身近に感じてもらい、政治参加を促すことが課題とされてきた
- ・ハード面として期日前投票所を増設し（詳細は「2 期日前投票における各種取組について」）、ソフト面として投票済証と選挙手帳を導入した
- ・令和5年2月5日投票の愛知県知事選挙において、投票済証のデザインをリニューアルした

○具体的内容について

- ・投票済証は投票所で希望する人へ発行され、以前は色紙に文字が印刷された簡素なものだったが、新しい投票済証ははがきサイズで、市民からなじみのある竹島が独特のタッチで描かれている
- ・絵柄は発注先の市内印刷業者に所属するデザイナーによるオリジナルの作品を使用しており、選挙ごとにデザインを変更し、これまで4種類が発行された
- ・投票済証のリニューアルに合わせ、若者層への啓発に選挙手帳を作成した
- ・選挙手帳はすでに犬山市でスタンプ式が導入されており、寺社の御朱印に近いデザインも検討されたが、現在のデザインに決定した
- ・選挙手帳には期日前投票の方法が分かりやすく紹介され、投票済証を8回分貼り付けられるスペースがある
- ・投票済証はそれぞれ2万枚、選挙手帳は令和5年に1,000部発行した
- ・印刷単価はデザイン料込みで、投票済証が8.8円、選挙手帳が198円である
- ・財源は市と県それぞれの選挙費用が充てられ、国政選挙では投票済証は発行しない
- ・投票済証は期日前投票所と当日投票所で希望者に配られる
- ・選挙手帳は市内3つの公立高校に在籍する3年生全員（約870名）に配布されたほか、市の広報誌で18歳の希望者を募った（実績は40名程度）
- ・蒲郡青年会議所が主催する「政治と選挙の勉強会」においても、参加者全員に選挙手帳を配布した

○質疑応答

問 投票率について、導入による効果をどう分析しているのか。

答 投票済証をリニューアルした令和5年2月の知事選が38.41%で、4年前の38.73%より若干低下した。4月の県議選が41.55%（前回投票があった平成23年が47.94%）、同月の市議選が51.04%（4年前が53.43%）、10月の市長選が34.23%（4年前が35.52%）だった。投票率だけを見ると効果を見て取ることは難しい。投票率以外の効果として、飲食店における掲示や、SNS等での紹介など、選挙管理委員会による啓発とは別に、有権者が発信するツールとして利用いただけたのではないかと。30～40代によるSNS上での発信が多かった。

問 今後の方向性をどう考えているのか。

答 選挙手帳は8回分のスペースがあるため、8回ははがきサイズで継続する。当初は4回を区切りとして絵柄を変更する予定だったが、浸透するには時間がかかると思われることから、8回目まで同様のタッチのものを使用することとした。その後は、若い方を中心に公募することなど、職員のアイデアを募りながら検討していきたい。

問 高校3年生からの反応は。

答 選挙手帳を投票所に持参した方は少なかった。情報として、投票済証を選挙手帳に貼り続けている方がいることは把握している。コレクションすることが投票の動機付けになっていると思われる。各学校での実態の把握は難しい。選挙手帳については、今後の継続は未定である。

問 8枚貼ることによる特典は考えているのか。

答 現時点ではない。なお、広報で18歳の希望者を募ったところ、年齢が上の世代から欲しいという問合せがあり、同様の質問があった。今後検討したい。

問 18歳になる市内の全ての人に配布することは考えなかったのか。

答 毎年実施している自治体があることは把握している。効果について裏付けが十分でないため、市の予算から毎年発行することは難しい。

問 「選挙割」はあるのか。

答 現在は実施していない。類似する取組としては、令和5年4月23日の市議選の際、商店街のイベントで投票済証を見せた方限定で先着100名にお菓子のプレゼントが企画された。開始から数分でお菓子がなくなってしまったという。また、市のポイント付与など市内のサービスの連携を検討している。

問 国政選挙で実施する考えはないのか。

答 周辺自治体と広域で情報交換していきたい。

2 期日前投票における各種取組について

○期日前投票所の設置の考え方について

- ・令和3年の衆院選から、市内期日前投票所を増設した
- ・市の地形が東西に広がることから、市役所の期日前投票所を維持しつつ、東西にそれぞれ1か所ずつ増設し、合計3か所とした
- ・場所は基幹系ネットワークシステムが通っている公設の公民館とした
- ・増設した期日前投票所の利用期間は、投票日直前の木・金・土曜日、9時から18時までとした
- ・増設の背景として、コロナ禍による密集の回避の課題があり、人の流れを分散させることと、投票機会の拡充の2つの目的があった

○期日前リアルタイム混雑状況公開の取組について

- ・投票所における新型コロナへの対策が当初の目的であった
- ・合同会社里見経営支援研究所が開発・提供する「U E s e r i e s」を採用した
- ・設置したA I カメラが人を認識し、インターネットの専用ページにリアルタイムで混雑状況を公表するシステムである
- ・蒲郡市で企業した新しい会社であることから、コロナ禍の際に市民課窓口の混雑状況の発信から協力が始まった
- ・期日前投票所用として、通常より低額の1か月あたり39,800円で提供された
- ・直近では令和5年10月の市長選で採用し、今後も利用を継続する考えである

○期日前選挙立会人の応募状況と実績について

- ・かなり前から、地区ごとに明るい選挙推進員の中から、日時を割り当てて輪番制で依頼してきた
- ・増設した期日前投票所については、選挙管理委員会で公募を行った
- ・公募以外に、二十歳の集い（旧成人式）の実行委員会のメンバーに打診もしており、受けてくれた方にはその後も依頼を続けている
- ・不足する人員は、増設した公民館の関係者から紹介を頂いている

○各種取組の効果や課題、その他の取組について

- ・期日前投票所の増設により、投票機会の充実と利便性の向上については一定の効果があった
- ・市役所の期日前投票所における投票日前日の利用者数は、コロナ禍前は2,500人から3,000人程度だったのに対し、増設等の対策によってその約半分にまで減らすことができたため、分散の効果もあった
- ・投票率の向上に直接つながったかは数字から捉えきれないが、期日前投票の割合は増加傾向にある（市議選では、平成31年の24%から、令和5年の32%へ増加）
- ・増設された期日前投票所の認知は進んでいることから、設置を継続し、期間やそれ以外の場所については検討を続ける

○質疑応答

問 人員の確保の方法は。

答 これまで市の職員は、管理職の課長補佐級までが現場を担当してきた。期日前投票所の増設当初は、選挙事務として一線を退いた職員にも理解・協力を求めた。現在は定着している。なお、東三河地区の他自治体では、投票管理者以外は外注で確保しているケースもある。現在、蒲郡市としても旅行代理店などから提案を受けている。

問 リアルタイム混雑状況公開への市民の反応は

答 個人的に閲覧したとの報告はあるが、全体としての実績は検証が難しい。

問 リアルタイム混雑状況公開は、投票日は利用できるのか

答 投票日当日は利用できない。期日前投票所は投票の日時を選ぶことができるが、当日は状況を見て判断する人が少ないと考えられる。

問 期日前投票所で、最終日に長時間待つ状況が発生したケースがあったのか。

答 前回衆院選の際、投票日に台風の影響が予報された。さらに地元のお祭りと、ヨットの世界大会も日程が重なり、現在より狭い部屋が使用されたこともあり、期日前投票所が混雑した。

問 期日前投票所が増設された2つの公民館は、当日も投票所とされたのか。

答 1つは投票所となり、もう1つは投票所とされなかった。

問 1つの公民館を当日の投票所としなかった理由は。

答 地元住民との協議において、慣れ親しんだ従来の投票所を使いたい、変えてほしくないとの意見があり、地理的な要素も懸念されるため、その意見を尊重した。

【考察】

選挙手帳の導入は、同じ愛知県の犬山市の方が早かったが、蒲郡市による取組の特徴は、選挙手帳及び投票済証に描かれるイラストの独特なタッチである。担当職員でさえ作者の名前を知らされていないという事実に驚かされる。投票率向上よりむしろ市のPR効果の方が高いようだが、収集欲という人の心理を上手につかむことができれば、新たな展開があり得るのではなかろうか。期日前投票については、本市は今年の市長選挙で初めて名取駅に増設を決定した（無投票のため開設されず）。次の機会に向けて、リアルタイム混雑状況の公開など、まだ導入されていない機能を委員会として提案していきたい。

なお、蒲郡市選挙管理委員会は事務局を置かず総務部行政課が兼務していることを、視察の最中に知ることとなった。事前の調査で把握できなかったことを反省するとともに、より良い行政組織の在り方を研究する必要性が生じた際には、改めて調査項目の一つに加えられると思う。



▲説明の様子（委員）



▲説明の様子（執行部）



▲議場見学の様子



▲蒲郡市役所前にて

名取市議会 総務消防常任委員会 視察研修報告書

総務消防常任委員会

大久保主計

二階堂 充

7月11日(木) 愛知県 半田市議会 10:00～11:30

【半田市の概要】

豊かな自然に囲まれ、古くから海運業、醸造業などで栄え、知多地域の政治・経済・文化の中心地として栄えてきた。

また昭和12年には愛知県下で6番目の市として誕生し2022年には市政施行85年を迎えた歴史ある都市である。2019年に本市と災害時相互応援協定を締結している。

人口:114,944人(2024.6.1現在) 面積:47.42km²

市木:クロマツ 市花:サツキ

【当日次第】

1. 開会
2. 半田市様挨拶
3. 名取市挨拶
4. 視察研修事項

マイレポはんだの概要と災害時の活用について(概要説明・質疑)

5. 閉会

【視察テーマ】

マイレポはんだの概要と災害時の活用について

(1) 導入に至る経緯について

(2) 具体的内容について

A. FixMyStreet Japan の登録者数について

B. 1日の投稿者数と、解決までの期間について

(3) FixMyStreet Japan 導入時の費用について(通常版、災害版)

(4) 効果や今後について

【概要説明】

(1) 導入に至る経緯について

平成 25 年 4 月 1 日

千葉市での FixMyStreet Japan の取組みを紹介した NHK の番組を視聴した職員が半田市でも運用出来ないか検討。

↓

平成 25 年 7 月～8 月

アプリ FixMyStreet Japan の可否、職員が対応出来るかを職員のみの実証実験で確認。

↓

平成 26 年 1 月～3 月

市民の皆様にも参加をしていただき、市全域での実証実験を行った。

↓

平成 26 年 10 月 運用開始。全国で初導入。

↓

現在運用開始から 9 年半を迎える。

(2) 具体的内容について

○従来の問題点

- ・どこに連絡すればよいのか分からない。
- ・市役所が開いている時間しか連絡が出来ない。
- ・電話では場所と状況が伝えづらい。
- ・課題、問題に対して、市がどのように対応しているのか分からない。

○運用について

マイレポはんだは電話やメール、手紙など行政への連絡手段に新たに加えたツールのひとつとして位置づけをしている。また運用するにあたっては以下の運用ポリシーをもって取り組んでいる。

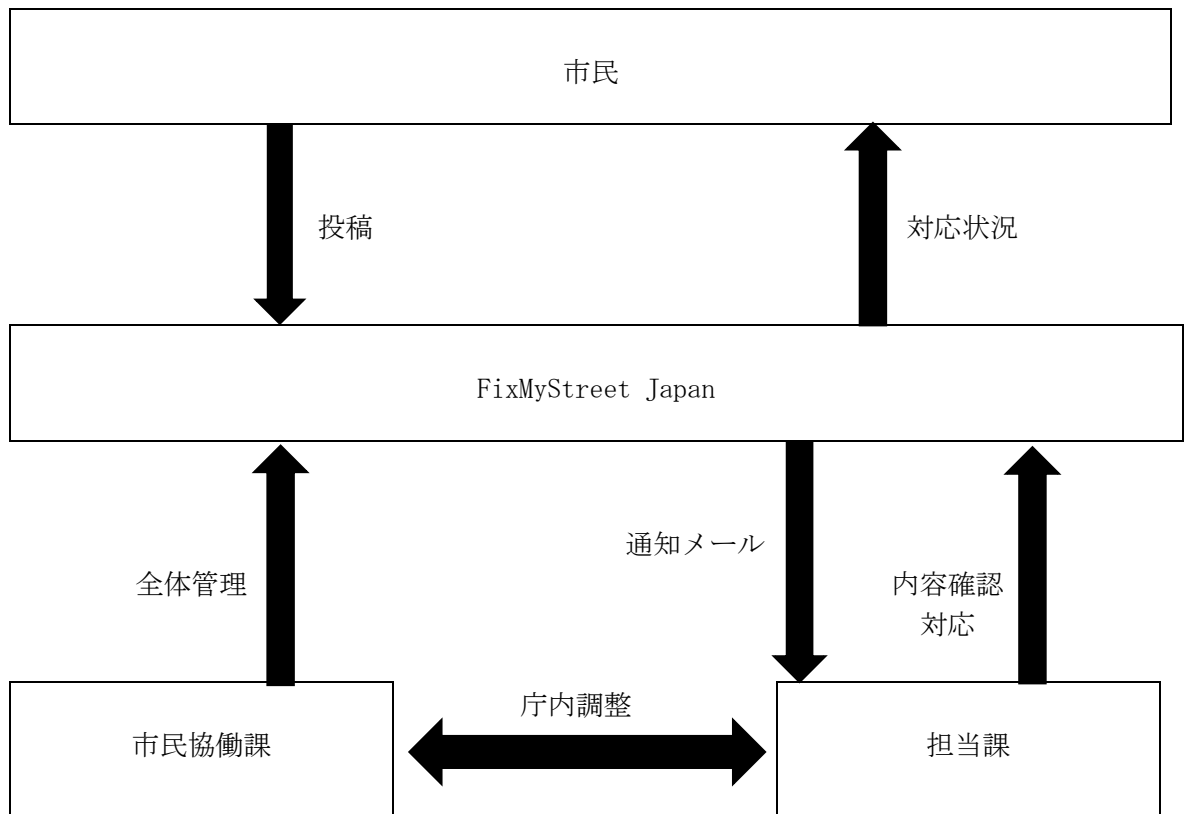
- ・市民と行政が協働で、課題・問題の解決を図る事。
- ・インターネットの活用により 24 時間 365 日課題などが投稿可能に。
- ・行政は迅速な対応を目指す事。(投稿日から翌開庁日までに課題確認)
- ・ニックネームでの投稿も可とする。
- ・市の管理外については市が適切な関係機関に対応を依頼する。
- ・騒音、振動、悪臭、民地の問題は原則対応しない。
- ・不適切な投稿は市が削除を行う事がある。

○投稿時間帯

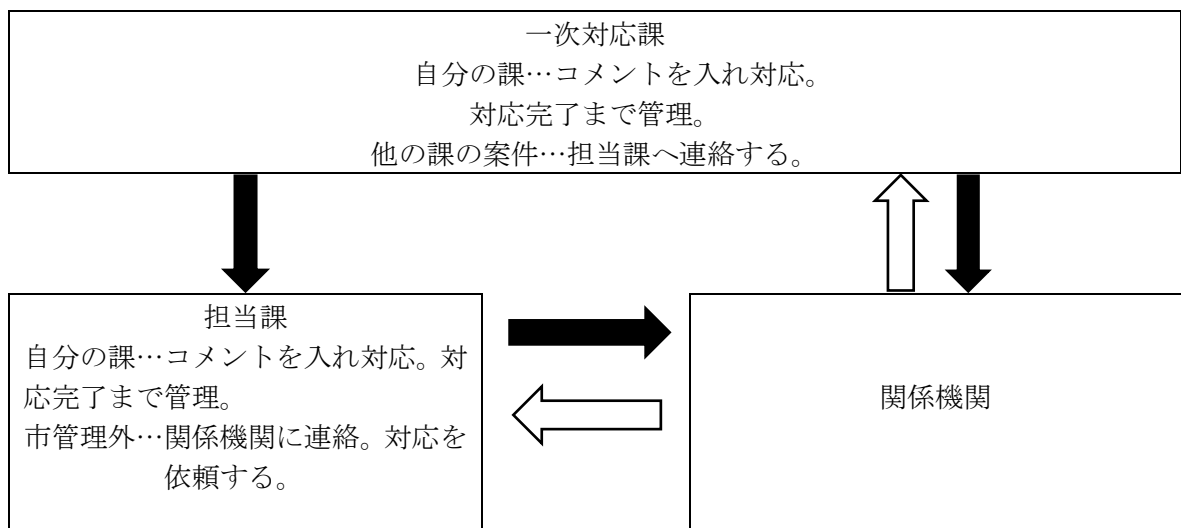
開庁時間内…1440 件(44%)

開庁時間外…1828 件(56%) (2024 年 3 月 31 日時点)

(運用体制図①)



(運用体制図②)



半田市では問題のカテゴリーにより一次対応をする担当課を決め
迅速な対応を可能とするため上記の図のような体制をとっている。

○主なカテゴリー

- ・土木課…道路や水路の問題 環境課…ゴミや雑草の問題。
- ・防災安全課…交通安全や防犯灯などの問題。
- ・都市計画課…公園の問題。 ・市民協働課…公共施設やその他

〈不適切な投稿に対する対応〉

市で不適切な投稿と判断したものは非表示の対応をとる。

(例) 誹謗中傷、プライバシー侵害など

個人が特定される恐れがある写真は編集をする。

(例) 車のナンバープレートや家の表札など。

これら不適切な投稿が多くなり、通常の業務に支障をきたす場合には運用を中止するなどの運用ポリシーを定めている。

A. FixMyStreetJapan の登録者数について

半田市では把握はしていないが Web システムの開発と運用をしているダブルスタジオ合同会社に問い合わせをすれば確認はできる。

B. 1 日の投稿者数と、解決までの期間について

運用開始からこれまで 3,263 件の投稿があり、1 日の平均投稿者数は 1.77/日となっている。

解決の期間については 7 日間以内の解決が 1,061 件で全体の 32.5%となっている。

(対応日数)

0 日…158 件 1 日…208 件 2 日…188 件 3 日…130 件
4 日…131 件 5 日…107 件 6 日… 81 件 7 日… 58 件
7 日間計…1,061 件 (32.5%)

0 日～30 日…1,940 件 (59.5%)

31 日～60 日… 485 件 (14.9%)

61 日～90 日… 201 件 (6.1%)

91 日以上 … 637 件 (19.5%) (2024 年 3 月 31 日時点)

尚、解決に中長期的な時間がかかっているものの大半は市の予算確保が難しい案件であり、ほとんどの課題、問題は早期に対応が出来ているとの事である。

○災害時の運用について

地震や台風の発生時、市に災害対策本部が立ち上がった場合、速やかに職員が画面を通常版から災害版に切り替える。また災害版の運用については市民の安全確保の観点から市の職員のみでの運用とし、被害状況を確認し、災害対策本部に報告する際のツールとして活用をしている。

(3)FixMyStreet Japan 導入時の費用について(通常版、災害版)

通常版：月額 60,000 円×12 か月＝72 万円

災害版：月額 15,000 円×12 か月＝18 万円

計 月額 75,000 円(90 万円/年)(税抜き)

災害版に関してはオプション契約となっている。上記金額は半田市の契約内容であり、各自治体での契約内容も異なることから、現在新たに導入する際の費用に関してはダッピスタジオ合同会社に確認をしてもらいたい。

(4)効果や今後について

○期待される効果

- ・市民…スマートフォンやパソコンを使い、いつでも簡単に課題、問題を伝える事が可能となり、市民自らが問題をレポートする事により、街が改善される事で地域への貢献が実感出来る。
- ・行政…多くの市民から情報提供を受ける事で、行政の目が届かない所の課題、問題の把握及び現地確認の初動の効率化を図る事が出来る。

また市民、行政共にいつでも、誰でも写真や GPS データで状況、場所などを簡単に確認出来る事が期待される効果として考えられる。

○今後について

半田市においても緩やかではあるが人口が減少に転じる。今後マイレポはんだが目指すものとして、地域の課題を市民と行政が共有をし、共に解決に向かう基盤として、ICT を活用する事でより便利で双方にとって負担の少ない制度を目指す。

また身近な地域の課題、問題など市民ニーズに迅速に対応し、住みよいまちづくり、住民満足度の向上、そして行政の見える化を促進する市民協働のツールとしてさらに精度を上げていきたい。

その実現のためには行政に要望をするだけでなく、市民のみなさんにも解決に協力できる案件については解決支援者を募り、一緒に課題、問題を解決していく事や行政で対応が困難な案件についても地元企業との連携により、早期解決が出来る様にしていきたい。

【質疑応答】

Q. アプリに登録されている人数は市で把握しているのか。

A. 登録者数はダッピスタジオ合同会社が把握している。投稿者が半田市民かどうかは市の管理画面では確認出来ない。半田市に関して投稿されたもののみ確認が出来る仕組みとなっている。

Q. ニックネームによる投稿の信憑性はどの様に考えているのか。

A. 名前を聞くのが高いハードルとなる事が多いと認識している。マイレポはんだの投稿においては地図と写真を投稿するのがルールとしてあり、その情報を元に職員が現地に赴き、内容の確認を行うので、情報の信憑性というよりは投稿された案件は全て信用し、対応するスタンスを取っている。

Q. 誰でも投稿を閲覧出来る事から、その案件を市民が閲覧し対応可能と考えて解決する事もあると考えるが、その割合はどの位あるのか。

A. 割合は把握していないが、市民が対応し、解決している案件もある。また対応者が不明の場合でも担当課が必ず結果を報告する様にはしている。

Q. 開発、運用者ダッピスタジオ合同会社との連携の中身、また不具合が生じた時の対応はどの様にされているのか？

A. 半田市に導入する際に本市仕様のシステム開発において協議をしている。また不具合が生じた場合においてはシステム開発担当者へ連絡して対応をお願いする事になっているが、9年半運用している中で不具合が生じた事は1回もない。

Q. 投稿内容によっては自治会の対応と考える案件でも対応をするのか。

A. 投稿されたものに関しては全て現地に赴き、確認対応する事としている。

Q. 24 時間 365 日対応しているが、開庁時間外の対応はどの様にされているのか？

A. 危険性や規模にもよるが、緊急を要する案件であれば宿直に連絡をし、担当課が対応する事としている。

Q. 多くの地域、様々なカテゴリで対応をしているが、各担当課へ振り分けで留意している点はあるのか。

A. 朝登庁したら複数の職員で必ず投稿を確認するようにしている。特に対応の多い課においては担当課シートを作成し対応漏れがないよう工夫をしている。

Q. 連絡ツールとして LINE アプリがあるが、こちらとマイレポはんだと連携していない理由はあるのか。

A. 導入時期の違いにより連携をしていない。また予算の都合もあり現時点で連携は考えてない。

Q. カテゴリに公共施設とあるが、具体的にはどのような事柄なのか。

A. 例を挙げれば、公民館や小学校、中学校においてグラウンドの近くの土砂が崩れているので対応して欲しいなどがこのカテゴリにあたる。

Q. カテゴリのこれはいいねというのは何か。

A. 対応している事に対していいね機能を設ける事で市民と行政が共に創り上げているという意識を高める事を主眼に作った機能と聞いている。

Q. 多くのユーザーが閲覧している中で対応不可の理由を説明するコメントをつける

と思うが、どのような対応をしているのか。

- A. 連絡先が分かれば直接報告をしている。連絡先が分からない場合においては、私的な部分もあるので、市民協働課に連絡して欲しいとコメントをしている。連絡があれば対応不可になった理由を詳しく説明するといった対応を取っている。

Q. 対応状況にある対応中と確認中の違いは何か。

- A. 投稿された案件に対して現地に赴く際には確認中。その後職員が案件に対して対応している際には対応中という様に分けている。

Q. FixMyStreet Japan を活用し、このシステムを運用している自治体は他にどこがあるのか。

- A. 埼玉県熊谷市、奈良県生駒市、大分県別府市、青森県青森市、福島県喜多方市、近隣の宮城県仙台市など多くの自治体において導入、運用している。

【考察】

今回の視察において FixMyStreet Japan を活用し、運用しているマイレボはんだは開始から 9 年半を迎え、初期の導入からトラブルなく運用している。また従来の手紙やメール、電話での対応も継続しながら、さらに市民の利便性向上の為に導入した経緯、また好評であると伺った。

課題、問題の早期解決や市民と共にまちづくりを担うなど人口減少社会を見据えた取り組みとしては大変興味深いものであった。

名取市においても LINE を活用した道路・公園通報システムが令和 2 年 2 月から運用されており、登録者数は令和 5 年度末時点で 1,448 人、相談件数も 140 件と一定の活用がなされている。

また宮城県においても令和 6 年 4 月からインフラ異常箇所通報システムが運用を開始している。県と各市町村で連携を取り始めた時期でもある。先述した通り既存の通報システムが複数ある事、導入した際に係る経費、または予算確保など導入までにクリアしなければならない事も多いが、市民と共によりよいまちづくりを行う、また市民に関心を持ってもらう市民協働の精神の醸成が促進される事などが期待出来るのであれば、行政にとっても有益な事であり、議論をする価値は大いにある。

その為の手段として FixMyStreet Japan を活用したシステムの導入、運用を本市においても検討すべきであると考ええる。

以上



▲説明の様子（委員）



▲説明の様子（執行部）



▲議場見学の様子



▲半田市役所前にて